



2005年2月14日

内閣官房
知的財産戦略推進事務局御中

「知的財産推進計画2004」の見直しに関して在日米国商工会議所の意見

第1章3 (1)

我々は、改正特許法35条の下で使用者等と従業者等との間の自主的な取決めを尊重することが裁判所に求められることにより、現在の状況が改善されることを期待します。しかしながら、現在の新職務発明対価制度における手続事例集は、合理的とは言えないほどの高さの基準と負担を課しており、使用者と従業者の双方がそれらに適合することは非常に困難であるように思えます。ACCJは、政府が改正35条の運用を注意深く見守り、使用者と従業者の関係の十分な改善が見られないならば、政府は特許法35条または手続事例集の更なる改正の検討および実施を早期に行うことを求めます。

第2章4 (2)

訴訟のための証拠の収集については日本の訴訟手続法及び憲法による制限もあることを認識しながら、知的財産ACCJは証拠の収集が特に困難な製法特許侵害に対処するのに有効な侵害行為を発見できる手続を長期にわたって要望してきました。その訴訟手続上、ひとつ有効な方法として「証拠保全」が考えられます。債権者が単独の申立て事前に裁判所に対して侵害行為についての証拠を提出する事により、債務者の生産設備を裁判所の主導の元で検査する訴訟手続が期待されます。ACCJは、この手続が適用できる場合を明確にし、もし可能になれば、製法特許の侵害者が営業秘密保護を楯に証拠提出を逃れる事のない公平且つ公正な手続に拡張される事を求めます。

第3章3 (1) -1においては、ライセンサー倒産時のライセンサーの保護のみについて言及している。しかしながら、現行の特許法、著作権法その他の知的財産法においては、ライセンサーの特許権、著作権その他の知的財産権が譲渡された場合についても、同様の問題が生じうる。したがって、元のライセンサーの知的財産権が譲渡された場合にも、ライセンサーが譲受人を含む第三者に対抗できるような法制度の整備についても検討がおこなわれるべきである。

以上